

日本籍船舶内航船における特殊な推進装置の特例措置に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編

改正理由

ウォータージェット推進装置や旋回式推進装置といった特殊な推進装置については、IACS 統一解釈 SC242(Rev.2)及び MSC.1/Circ.1416(Rev.1)に基づき、2 台以上の推進装置を備え、かつ、各推進装置に対して主操舵装置及び補助操舵装置を備えることが要求されている。

しかしながら、SOLAS 条約の適用外である日本籍船舶の内航船については、操舵機室のスペースが限られており、各推進装置に対して主操舵装置及び補助操舵装置を配置すると作業性及びメンテナンス性が悪化することから、これに対応する代替措置を検討してきた。

その結果、日本籍船舶の内航船については、各推進装置の主操舵装置が独立して操作できることを条件に、特殊な推進装置の補助操舵装置を免除できる旨関連規定を改めた。

改正内容

船級符号に Restricted Greater Coasting Service, Coasting Service 又はこれに相当する付記を有する船舶のうち国際航海に従事しない船舶及び総トン数 500 トン未満の船舶については、補助操舵装置を備えなくても差し支えない旨規定した。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

D 編 機関

25 章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施設される機関の特例

25.2 特例の内容

25.2.1 船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶

-4.(17)として次の1号を加える。

-4. 船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶のうち国際航海に従事しない船舶及び総トン数 500 トン未満の船舶にあつては、-1.から-3.によるほか、次によることができる。

(1)から(16)は省略)

(17) 19.2.1-2.及び 20.2.1-2.に定める補助操舵装置を備えなくても差し支えない。この場合、それぞれの推進装置の主操舵装置は独立して操作できるものとする。

25.2.3 総トン数 500 トン未満の船舶等

-1.を次のように改める。

-1. 総トン数 500 トン未満の船舶にあつては、25.2.1-3.並びに 25.2.1-4.(1), (3)及び、(6)から(12)及び(17)の規定によることができる。また、15.4.9 に定める緩衝装置の設置は省略して差し支えない。

25.2.4 を次のように改める。

25.2.4 船級符号に *Restricted Greater Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶

船級符号に *Restricted Greater Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶であつて、かつ、国際航海に従事しない船舶にあつては 25.2.1-3.(1), 25.2.1-4.(2), (3), (4), (6), (7)及び、(12)及び(17)の規定によることができる。